

境界証明願 チェックリスト

主なよくある間違いや注意点をチェック項目として一覧にしましたので、提出する際にご活用ください。

申請(主なチェック項目)		確認 ✓
1	部数の確認 2部(正本・副本) 手数料は200円×部数	
2	添付書類	
①表紙	申請人の住所・氏名・押印※1に漏れはありますか？	
	現住所と登記簿住所との整合はとれていますか？	
	代理人の住所等の記入・押印※1に漏れはありますか？	
	「1 土地の表示」を記入しましたか？	
	「2 証明の目的」を明確に記入しましたか？ (例:地積更生、分筆登記、土地売買、新築等)	
②案内図	申請地箇所を赤線で表示されておりますか？	
③公図の写し	不動産登記法第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面の内容を法務局が証明したものですか？※2	
④登記事項証明書	申請地の全部事項証明書(土地)を添付していますか？※2	
⑤実測図	市道路線名は記載されておりますか？(例:A-111号線)	
	北の方位を上を作成されておりますか？	
	道路台帳の座標値を使用する場合は台帳の点名を使用されておりますか？	
⑥委任状	代理人、日付、申請人の記入・押印に漏れはありますか？※1	
⑦写真	境界杭のポイントがわかるよう撮影されておりますか？ (近景)境界標及びポイントが明確に分かるように撮影 (遠景)ピンボール等を使用して撮影	
⑧官民境界承諾書	市道路線名、土地の表示、立会年月日、住所、氏名、関係の記入、押印※1に漏れはありますか？	

※1 法人の場合は代表印、測量士・土地家屋調査士等が代理人の場合は職印を押印してください。個人の場合は認印で差支えありません。

※2 原則は原本とし、申請地の最新の情報が記載されているもので、申請日より3ヶ月以内に発行されたものとする。やむを得ず、登記情報提供サービスの出力データやコピーで提出する場合は、測量士もしくは土地家屋調査士名義で余白に「原本と相違ないことを証明する」と記載、押印し原本証明をすること。

注1) 速やかに証明が行えるよう、現地の実測結果を実測図により事前相談していただきますよう、お願いいたします。
(実測図は記載例、チェックリストを基に下図を作成のこと) 実測図と合わせて、案内図、公図もメールで送付してください。

注2) 現地を調査した結果、疑義等が生じた場合は、図面作成前に御連絡ください。

メールアドレス: doro@city.fujimino.saitama.jp